## 第一条 適用範囲

この附属書の規定は、 第九・八条 (サービスの貿易ー 国内規制) 及び第九・九条 (サービスの貿易 承

認) いて得られたサービス提供者の資格を承認することに関連するものについ の規定に加え、 方の締約国による措置であって、いずれかの締約国の自然人により他方の締約国に て適用する。 おお

## 第二条 情報の提供

1 ビス提供者の要請に応じて提供する一又は二以上の照会所を指定する。 方の締約国 は、 次 の事 項に関する情報 (関係する法的根拠への言及を含む。) を他方の締約国  $\mathcal{O}$ サ

(a) 能 力の 自由 開発及び資格証明の 職業家に対して免許及び資格証明を与えるための基準 更新、 業務の範囲、 現地に関する知識並びに消費者保護に関する要件を含 (教育、 試験、 経験、 行動及び倫理、 専門

(b) (a)に規定する基準について相談するための適当な権限のある当局その他の機関

な。

(c) 少なくとも規制されたサービスに関して、 免許の取得、 更新若しくは保持のための要件及び手続又は

## 資格要件

- 2 方の締約国は、 そのような照会所の連絡先の詳細を他方の締約国に提供する。
- 3 方の締約国 は、 他方の締約国  $\overline{\mathcal{O}}$ 要請があった場合には、 資格の承認のための自国の手続に関する協議

を行い、及び承認に関する情報を他方の締約国に提供する。

## 第三条 資格の承認

1 方の締約 国 は、 特に自 由職業サー ビスの分野において、 サービス提供者に対し許可、 免許又は資格証

び専門機関に対 明を与えるため Ļ の自 特に同等性に基づい 玉 の関連する基準 の全部又は て他方の締約国において得られたサービス提供者の資格を承認す 一部を適用する上で、 自国  $\mathcal{O}$ 区域内 ]の権限  $\mathcal{O}$ ある当局及

るよう奨励する。 そのような承認は、 方的に又は二国間若しくは多数国間 の承認 此のため の協定若しくは

取決めにより行うことができる。

2 各締約 脳国は、 利用可能な資源の範囲内で、 自国の職業団体が主導する相互承認のための自発的活動を支

援する。